

医療法人直志会 多機能型障害福祉サービス事業所 運営規程  
(就労継続支援B型・就労移行支援 MINA AMIGO)

(多機能型事業所の目的)

第1条 多機能型障害福祉サービス事業所(以下、「事業所」という)が、「障害者の自立生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」(以下「法」という。)に基づく障害福祉サービス事業、就労継続支援B型 MINA AMIGO、就労移行支援 MINAAMIGO(以下「障害福祉サービス」という)において、適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、スタッフが当該事業所の支給決定を受けた利用者(以下「利用者」という)に対し適正な指定就労継続支援(B型)、指定就労移行支援を提供することを目的とする。

(事業所の運営方針)

第2条 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、法施行規則第22条第1号に規定する者に対して就労の機会、就労移行訓練の機会を提供するとともに通所により生産活動その他の活動機会の提供を通じて知識及び能力、意識の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。また一般就労、自立した生活に必要な知識、能力、意欲が高まった者は一般就労および障がい者就労、または必要な自立生活への移行に向けて支援をする。

- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って障害福祉サービスを提供するよう努めるものとする。
- 3 事業所は、できる限り居宅に近い環境の中で、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、市町村、指定障害者支援施設や障害福祉サービス事業を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 4 法に基づく指定障害者福祉サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)に定める内容ほか関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所で行う障害福祉サービスの名称及び所在地、内容は、次の通りとする。

1. 就労継続支援B型事業所(主たる事業所)

- (1) 名称 就労継続支援B型 MINA AMIGO(ミナ アミーゴ)
- (2) 所在地 茨城県久慈郡大子町大字北田気字前山1142番地4

2. 就労移行支援事業所(従たる事業所)

- (1) 名称 就労移行支援 MINA AMIGO(ミナ アミーゴ)
- (2) 所在地 茨城県久慈郡大子町大字北田気字前山1142番地4

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務するスタッフの職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者、サービス管理責任者

(1) 管理者 1名 (常勤・兼務)

管理者は、当該指定就労継続支援B型および指定就労移行支援(以下、「指定障害福祉サービス」という)の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに、スタッフに対し指定障害福祉サービスの規程を遵守させるため必要な指揮命令をおこなう。

(2) サービス管理責任者 1名 (常勤・兼務)

サービス管理責任者は、個々の利用者について、アセスメント、個別支援計画の作成、継続的な評価等を行い、サービス内容と実施の手順に係る管理を行う。

2. 実施担当者

(1) 就労継続支援B型事業所 MINA AMIGO

①職業指導員 1名(常勤・兼務)

職業指導員は、個別支援計画に基づきサービスの提供にあたる。また、生産活動の提供及び職場実習の開拓を行い、就職後も職場定着を図るための支援を行う。

②生活支援員 2名(非常勤・兼務2名)

生活支援員は、日常生活上の支援を行うとともに個別支援計画に基づきサービスの提供にあたる。

③目標工賃達成指導員 3名(常勤・兼務1名、非常勤・兼務2名)

目標工賃達成指導員は、事業所の定める目標工賃が達成できるように、利用者の工賃が向上するために必要な支援を行う。

(2) 就労移行支援事業所 MINA AMIGO

①職業指導員 1名(常勤・兼務)

職業指導員は、個別支援計画に基づきサービスの提供にあたる。また、生産活動の提供及び職場実習の開拓を行い、就職後も職場定着を図るための支援を行う。

②就労支援員 2名(常勤・兼務1名・非常勤・兼務1名)

就労支援員は、個別支援計画に基づき、一般就労、障がい者就労にむけての移行が円滑にすすめられるようにについて関係各所と連携調整して支援する。

③生活支援員 1名(非常勤・兼務)

生活支援員は、日常生活上の支援を行うとともに個別支援計画に基づきサービスの提供にあたる。

(事業所の営業日及び営業時間)

第5条 各事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

1. 就労継続支援B型 MINA AMIGO

(1) 営業日 週7日

(2) 営業時間 午前8時00分から午後5時までとする。

利用者は、個別の状況に応じて上記の時間の範囲内で利用をする。

## 2. 就労移行支援 MINA AMIGO

- (1) 営業日 週6日(月・火・水・木・金・土)
- (2) 営業時間 午前8時00分から午後5時までとする。

(事業所の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は20名とする。各事業所の定員は次の通りとする。

- (1) 就労継続支援B型 MINA AMIGO 14名
- (2) 就労移行支援 MINA AMIGO 6名

(主たる対象者)

第7条 事業所における主たる対象とする障害者は精神障害者とする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第8条 事業所は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、指定障害福祉サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者に対し、運営規程の概要、スタッフの勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明し、当該提供の開始について利用者の同意を得るものとする。

(契約支給量の報告等)

第9条 事業所は、指定障害福祉サービスを提供するときは、当該指定障害福祉サービスの内容、支給決定障害者に提供することを契約したサービスの量(以下「契約支給量」という。)を支給決定障害者の受給者証に記載するものとし、契約支給量の総量は当該支給決定障害者の支給量を超えてはならない。その他利用に係る契約をしたときは受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告するものとする。

(提供拒否の禁止)

第10条 事業所は、正当な理由なく指定障害福祉サービスの提供を拒んではならないものとする。

(斡旋、調整及び要請に対する協力)

第11条 事業所は、指定障害福祉サービスの利用について市町村又は指定障害福祉サービス事業所が行う斡旋、調整及び要請並びに都道府県が行う市町村相互間の連絡調整等に対し、できる限り協力するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の実施地域は、久慈郡大子町および常陸太田市、常陸大宮市とする。

(サービス提供困難時の対応)

第13条 事業所は、指定障害福祉サービス事業所の通常事業の実施地域（当該事業所が通常時にサービス提供する地域をいう。）等を勘案し、利用申し込み者に対し自ら適切な指定障害福祉サービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な障害福祉サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。

(受給資格の確認)

第14条 事業所は、指定障害福祉サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等サービス提供に必要な事項を確かめるものとする。

(訓練等給付費の支給の申請に係る援助)

第15条 事業所は、障害福祉サービスに係る支給決定を受けていない者から利用の申込があった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助をおこなうものとする。

(心身の状況等の把握)

第16条 事業所は、指定障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努め、サービス提供の開始に際し、利用者、その家族及び市町村等に対し利用者の状況を必要に応じ確認することとする。

(サービス提供の記録)

第17条 事業所は、指定障害福祉サービスを提供した際は、当該指定障害福祉サービスの提供日、内容その他必要な事項を、指定障害福祉サービスの提供の都度記録をする。記録に際しては、利用者から指定障害福祉サービスを提供したことについて確認を受ける。

(支給決定障害者から受領する費用及びその額)

第18条 事業所は、指定障害福祉サービスを提供した際は、利用者から当該障害福祉サービスに係る利用者負担額の支払いを受ける。

2 事業所は法定代理受領を行わない指定障害福祉サービスの支給決定障害者から法第29条第3項の規定により算定された訓練等給付費又は法第30条第2項の規定により算定された特例訓練等給付費の額に100分の90（法第31条の規定が適応される場合にあっては、100分の100を市町村特例割合で除して得た割合）を乗じて得た額の支払いを受けるものとする。

(事業者が利用者に求めることができる金銭の支払の範囲及びその額)

第19条 事業者は指定障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち次

の各号に掲げる費用の支払いを支給決定障害者から受ける。

(1) 食事代(昼食)

- ① 食事提供体制加算が算定できない場合 276 円(税別)
- ② 食事提供体制加算が算定できる場合 無料

※あらかじめ食事を注文してあり、当日所定の時間までに連絡なく休んだ場合の食事代は実費 276 円(税別)を徴収する。

- (2) その他、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

(利用者負担額等に係る管理)

第20条 事業所は、利用者等の依頼を受けて、利用者等が同一の月に指定障害福祉サービスを受けた時は、利用者等が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービスに要した費用(特定費用を除く。)の額から法第29条第3項の規定により算定された訓練等給付費の額を控除した額の合計額(以下「利用者負担額等合計額」という。)を算定しなければならない。この場合において、利用者負担額等合計額が負担上限月額を超えるときは、事業所は、当該指定障害福祉サービスの状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者等に通知するものとする。

(訓練等給付費の額に係る通知等)

第21条 事業所は、法定代理受領により市町村から指定障害福祉サービスに係る費用の支給を受けた場合は、利用者に対し、当該利用者等に係る訓練等給付費の額を通知するものとする。

- 2 事業所は、法定代理受領を行わない指定障害福祉サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した指定障害福祉サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対し交付する。

(サービスの利用にあたっての留意事項)

第22条 サービス利用に当たっては、次の事項に留意する。

- (1) 利用者がサービスの利用中に外出する場合は、事前に事業者に届け出るものとする。
- (2) 利用者は秩序に従って相互の親睦を深める。
- (3) 利用者は、運営規程、および事業所が定める諸規定および利用上のルールを遵守する。
- (4) 利用者は利用において、判断に迷う場合はスタッフに相談することとする。

(個別支援計画の作成等)

第23条 サービス管理責任者は利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等を通じて利用者の希望する就労及び生活やその課題を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での個別支援計画等

の作成をする。

(相談及び援助)

第24条 事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(訓練)

第25条 事業所は、利用者の心身の状況及びその有する能力や利用者の状況に応じ、利用者の就労支援と自立生活支援の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行うものとする。

(生産活動)

第26条 事業所は、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮しつつ、利用者の心身の状況や意向、適正、障害の特性その他の事情を踏まえて行うように努める。

- 2 事業所は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行うこととする。
- 3 就労訓練事業において行った生産活動により得られた収益は、生産活動に要した経費を差し引いた分の残金を状況に応じてサービス利用者に対して還元出来るものとする。

(工賃の支払)

第27条 事業者は、就労継続支援B型の利用者に対して、事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。利用者に支払われる一月あたりの工賃の平均額は3千円を上回る額とする。また工賃の水準を高めるよう努める。

- 2 事業所は、就労継続支援B型の利用者に対する年度ごとの工賃を、目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに都道府県に報告することとする。
- 3 就労移行支援の利用者工賃については、障害者総合支援法上、支給義務はないが、就労訓練の観点から、就労継続支援B型と同様の作業に参加する場合については、工賃を同等に支給する。ただし、当事業所外の会社に就職するために、当事業所外で仕事をする場合の工賃は支払わない。

(職場実習の実施)

第28条 事業所は、利用者が個別支援計画に沿って実習できるよう、実習の受入先の確保に努める。

- 2 事業所は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と連携して

利用者の就労に対する適性や要望に応じた職種・実習の受け入れ先の確保に努める。

(求職活動の支援の実施)

第29条 事業所は、公共職業安定所での求職登録等、利用者が行う求職活動の支援に努める。

2 事業所は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と連携して、利用者の就労に関する適正や要望に応じた職業開拓に努める。

(職場定着のための支援の実施)

第30条 事業所は、利用者の職場定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努める。

(就職状況の報告)

第31条 事業所は就労移行支援、就労継続支援B型利用者のうち前年度に就職した者の数その他の就職に関する状況を、都道府県に報告するものとする。

(食 事)

第32条 事業所は、食事の提供に当たり、あらかじめ、利用者に対しその内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得るものとする。

2 事業所は、食事の提供に当たり、障害者の身体心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に行うとともに、障害者の年齢や障害の特性によって、適切な栄養及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行うものとする。

3 事業所は、食事の提供に当たり、栄養士をおかない時は献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めることとする。

(健康管理等)

第33条 事業所は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、当該指定障害福祉サービス事業所の利用者による健康管理を行うものとする。

2 事業者は、利用者の健康管理に関して、常に利用者の家族との連携を図るよう努めるものとする。

(非常災害対策)

第34条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知させることとする。

2 事業所は、非常災害に備えるため、定期的に非難、救出その他必要な訓練を行うこととする。

(緊急時等における対応方法)

第35条 事業所の従業者は、現に指定障害福祉サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(利用者に関する市町村への通知)

第36条 事業所は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知することとする。

- (1) 正当な理由なく指定障害福祉サービスの利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって訓練等給付費又は特例訓練等給付費を受け、又は受けようとしたとき。

(身体拘束の禁止)

第37条 事業所は、指定障害者福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。

(虐待の防止のための措置)

第38条 事業所は、虐待防止に関する責任者の設置、従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施、成年後見制度を活用した権利擁護、苦情解決体制の整備、自治体における虐待防止に関する相談窓口の周知等、虐待防止のための措置を講じるよう努めるものとする

(勤務体制の確保等)

第39条 事業所は、利用者に対し適切な指定障害福祉サービスを提供できるよう、スタッフの勤務の体制を定めて置くものとする。

- 2 事業所は、従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保する。
  - (1) 採用時研修
  - (2) 継続研修
  - (3) その他必要とする研修

(定員の遵守)

第40条 事業所は、利用定員を超えて指定障害福祉サービスの提供を行わないものとする



る。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第41条 事業所は、利用者の使用する設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正におこなう。

2 事業者は、指定障害福祉サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるように努める。

3 事業所は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

(協力医療機関等)

第42条 事業所は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めて置くものとする。

協力医療機関名： 袋田病院

住所： 茨城県久慈郡大子町北田気76番地 電話： 0295-72-2371

(掲示)

第43条 事業所は、指定障害福祉サービス事業所の見やすい場所に、運営規定の概要、スタッフの勤務の体制、協力医療機関、事業の主たる対象とする障害種類その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第44条 事業所のスタッフは、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 事業所の職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

3 事業所は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第45条 事業所は、利用者が適切かつ円滑に利用することができるように、当該事業所が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努める。

2 事業所が広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものでないようにする。

(利益供与等の禁止)

第46条 事業所は、相談支援事業を行う者もしくは他の障害福祉サービス事業者等又はその従業員に対し、利用者に対して当該指定障害福祉サービス事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

2 事業所は、相談支援事業を行う者もしくは他の障害福祉サービス事業者又はその従業者から、利用者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しない。

(苦情解決)

第47条 事業所は、その提供した指定障害福祉サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等、苦情解決に関する体制を整備し、掲示するなど利用者等に周知の徹底を図るものとする。

2 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又は斡旋できる限り協力しなければならない。

(地域との連携)

第48条 事業所は、その事業の運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携および協力を行う等の地域との交流に努める。

(事故発生時の対応)

第49条 事業所は、利用者に対する指定障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族等及び都道府県並びに市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

3 事業所は、利用者に対する指定障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、事業所の加入する損害保険の範囲において損害賠償を速やかに行う。

<加入する損害保険について>

- ・日本精神科病院協会社会復帰施設賠償保険（あいおい損保（株）） S型
- ・あんしん利用者総合補償制度（損害保険ジャパン日本興亜（株）） E1型

(契約の終了事由)

第50条 利用者または事業者が次の各号のいずれかに該当した場合、本契約は終了するものとします。

- (1) 利用者が死亡した場合
- (2) 訓練等給付が必要ないと決定された場合
- (3) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない理由により施設を閉鎖した場合
- (4) 施設の滅失や重大な毀損により、就労移行支援事業の提供が不可能になった場合
- (5) 事業者が就労移行支援事業所の指定を取消された場合又は指定辞退した場合
- (6) 第51条もしくは第52条に基づき本契約が解約された場合

(利用者からの契約解約)

第51条 利用者は、20日以上の予告期間において文書で事業者に通知することによりこの

契約を解約することが出来るものとします。ただし、次の事由に該当する場合には、文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することが出来るものとします。

- (1) 事業者が正当な理由なく就労移行支援事業を提供しない場合。
- (2) 事業者が第 44 条に定める秘密保持義務に違反した場合。
- (3) 事業者が故意または過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、著しい不信行為があったとき、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- (4) 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、もしくは傷つける恐れがあるにもかかわらず、事業者が適切な対応を取らない場合。

#### (事業者からの契約解除)

第52条 事業者は、やむを得ない理由がある場合には、20 日以上の予告期間において文書で通知することによりこの契約を解約することができるものとします。ただし、次の事由に該当する場合には、文書で通知することにより、直ちに本契約を解約することが出来るものとします。

- (1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- (2) 第 6 条に基づき利用者が事業者を支払うべき就労移行支援事業の利用料金を 3 ヶ月以上滞納し、相当期間を定めて督促したにもかかわらず、その期限までに支払われない場合。
- (3) 利用者が医療機関に入院し、明らかに 3 ヶ月以内に退院の見込みがない場合、または入院後 3 ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合。
- (4) 天災、災害その他やむを得ない理由により事業所を利用いただくことができなくなった場合。

#### (会計の区分等)

第 5 3 条 事業所は、指定障害福祉サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、指定障害福祉サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分する。

2 事業所は指定障害者福祉サービス事業所の会計・経理について税理士の指導を受けて管理する。

#### 〈顧問会計事務所〉

ひたち野総合税理士法人      顧問税理士      川井 義久  
茨城県かすみがうら市稲吉 2-20-25

#### (記録の整備)

第 5 4 条 事業所は、スタッフ、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておく。

2 指定障害者福祉サービス事業者は、利用者に対する指定障害福祉サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定障害福祉サービスを提供した日から5年間保存する。

- (1) 第23条に規定する障害者福祉サービス個別支援計画
- (2) 第17条に規定する提供したサービス内容の記録
- (3) 第36条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 第37条に規定する身体拘束等に係る記録
- (5) 第47条に規定する苦情の内容の記録
- (6) 第49条に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(利用者の送迎)

第55条 事業所は、利用者の状況及び通所における交通事情を鑑みて、障害者総合支援法における「送迎加算」の規定により事業所まで送迎を行うことが出来る。送迎に関する利用者の負担は無料とする。

(身元引受人)

第56条 事業者は、利用者に対し、身元引受人を求めるものとします。ただし、社会通念上、これが出来ない相当の理由があると認められる場合は、その限りではありません。

2. 身元引受人は、本契約にもとづき利用者の債務を負うときは、利用者と連帯して履行の責任を負うものとします。

3. 身元引受人は、次の各号の責任を負うものとします。

- (1) 利用者の責任により事業者に損害を与えた場合、利用者と連帯し当該損害を賠償すること。
- (2) 契約解除又は契約終了の場合、利用者の状態に見合った適切な受入れ先確保に努めること。

(その他)

第57条 この規程に定めのないことについては、「自立訓練（生活訓練）事業所アミーゴ荘運営規程」「メンタルサポートステーションきらり運営規程」の内容を準用して、活動の運営にあたることとする。また、いずれにも定めのない事項に対して問題が生じた場合には社会通念上、妥当と思われる解決方法を利用者、事業所が話し合いの上で解決することとする。

附 則

この規定は、平成27年12月1日から施行する。

この規定は、平成29年11月1日から改定施行する。(食事代の表記)